進行に関する上申書②

令和３年６月２１日

東京地方裁判所刑事第１３部　殿

東京地方検察庁
検察官検事　駒方和希

被告人 大川原化工機株式会社，大川原正明及び島田順司　に対する 外国為替及び外国貿易法違反　被告事件について，現在予定されている訴訟手続の進行に関し，令和３年６月１８日付け検察官作成の「進行に関する上申書」について，以下のとおり補足する。

記

第１　貨物等省令３要件ハ「滅菌又は殺菌をすることができる」の解釈について

１　本件では，検察官が，令和２年１２月１７日付で５０度熱処理による腸管出血性大腸菌Ｏ１５７の死滅に関する証拠（甲７５～７７号証）の取り調べを請求するとともに，検察官作成の令和３年２月２５日付け証明予定事実記載書４第４・１で「貨物等省令２条の２第１項に記載されている腸管出血性大腸菌Ｏ１５７は約５０℃，約６時間から９時間の乾熱処理で死滅すること」を主張したのに対し，弁護人から，同年３月３０日付で，本件各噴霧乾燥器には，噴霧乾燥運転後の粉体が堆積した状態で，最高温度が摂氏５０度に達さない箇所が存在することを立証趣旨とする証拠（弁１８，１９号証）の取調べ請求がなされている。

この点，必ずしも弁護人作成の各予定主張記載書面には主張として明示されていないものの，弁１８，１９号証の内容からすると，弁護人は，貨物等省令３要件ハの「滅菌又は殺菌をすることができる」との要件を充足するためには，当初検察官が立証を予定していた内容，すなわち，「内部に噴霧乾燥対象液体を入れずに空焚き状態（乾熱）にし」た状態で，稼働時の内部温度を計測し，「内部」に該当する箇所の中で最低温度となる箇所においても，腸管出血性大腸菌Ｏ１５７を死滅させるに必要な温度に達すること（検察官作成の令和２年６月３０日付け証明予定事実記載書２第４・３イ，第５・３イ参照）だけでは足りず，「噴霧乾燥対象液体を入れ，

噴霧乾燥運転をした後の状態」においても，「内部」を「滅菌又は殺菌することができる」ことを要するとの主張を前提とすると推測される。

検察官としては，弁護人からこのような主張がなされる可能性があることを踏まえ，貨物等省令３要件ハ「滅菌又は殺菌をすることができる」との要件を充足するためには，噴霧乾燥対象液体を入れない（内部に粉体の蓄積がない）状態において滅菌又は殺菌できれば足りるのか，噴霧乾燥対象液体を入れ，噴霧乾燥運転をした後の粉体が堆積した状態においても滅菌又は殺菌できることを要するのかに関して，貨物等省令の解釈を再検討する必要がある。

2　証人長谷川寛晃（以下「長谷川証人」という。）の証人尋問は，輸出貿易管理令，貨物等省令等の関係法令の解釈・運用に関して実施されるものであるところ，その実施の前提として，検察官が貨物等省令の解釈に関する再検討を了し，検察官の主張を整理することが不可欠である。

加えて，令和３年６月１８日付検察官作成の「進行に関する上申書」第２・１，２で詳述したとおり，同年５月２４日付で弁護人から証拠開示請求がなされ，開示・不開示の検討にはなお時間を要する状況にあるところ，開示請求対象の書面等は，貨物等省令の要件の解釈や問題点等に関する経済産業省職員の認識や，噴霧乾燥器の規制に関連したＡＧでの議論状況等に関わるものであり，貨物等省令の要件の解釈等に関連性を有する記載が含まれる可能性も否定できず，前記証拠開示請求に対する証拠開示範囲が確定し，証拠開示がなされた後でなければ，長谷川証人の証人尋問を実施することはできない。

3　また，噴霧乾燥器が新たに輸出規制の対象に追加される際に，被告会社とヒアリング，メール等でやり取りした状況に関する証人新地徹英（以下「新地証人」という。）の尋問や噴霧乾燥器の輸出規制に関わる法令の改正に関与し，被告会社からパブリックコメントの意見を受けた経緯等に関する証人青木謙治（以下「青木証人」という。）の尋問も，貨物等省令の要件の解釈やこれに関する関係者の言動等を内容とするものであることからすると，長谷川証人の証人尋問と同様，前記証拠開示請求に対する証拠開示範囲が確定し，証拠開示がなされた後でなければ実施することができない。

加えて，新地証人及び青木証人に証言を求めることとなる事項に照らすと，両証人の証人尋問は，貨物等省令の解釈に関して検察官が再検討した結果及び長谷川証人の証人尋問結果を踏まえ，新地証人及び青木証人が体験したやり取り等のうち，本件各公訴事実に係る被告人大川原正明及び被

告人島田順司の故意等（本件噴霧乾燥器が貨物等省令３要件ハの「滅菌又は殺菌をすることができるもの」に該当することを認識していたこと等）を立証する上で必要な間接事実は何かを確定した上でなければ実施できない。

4　さらに，一般財団法人安全保障貿易情報センター（システック）の技術専門者ワーキンググループの委員であり，経済産業省の非常勤職員である安全保障貿易管理調査員として，新地証人と共に被告会社からのヒアリングに関わるなどした証人藤井弘史（以下「藤井証人」という。）及び証人東郷育郎（以下「東郷証人」という。）についても，同人らに求めることとなる証言は新地証人の証言内容と密接に関わるものであり，新地証人と同様，前記再検討の結果及び長谷川証人の証人尋問結果等を踏まえた上でなければ実施することができない。

5　弁護人からは，証人枝村長武（以下「枝村証人」という。）の証人尋問を先行して実施するとの提案がなされることも考えられるが，同人は，藤井証人が平成２８年に被告会社に対して行った，貨物等省令３要件ハ「定置した状態で滅菌又は殺菌をすることができるもの」の判断基準に関する質問に対する回答の準備に関与しており，枝村証人の証人尋問についても，前記再検討の結果及び長谷川証人・藤井証人の証人尋問結果等を踏まえた上で行う必要がある。

第２　十分な主張及び争点整理の必要性について

1　弁護人がこれまでに請求した証拠や検察官請求証拠に対する意見として記載されたところから，検察官としては，弁護人において，貨物等省令３要件ハの要件を充足するといえるためには，㋐外部からコードヒーターを巻き付けるなどの処置を講じない状態で滅菌又は殺菌できること（弁護人作成の令和３年５月１４日付け証拠意見書第１・３参照）を要し，また，㋑噴霧乾燥運転後の粉体が堆積した状態においても滅菌又は殺菌できることを要するとの主張ないし見解を前提に立証等の準備をしているものと推測し，これに対応すべく，規制対象噴霧乾燥器該当性に関する立証方針の再検討やそのための実験等（以下「反証実験等」という。）を行っているが，これらの検討にはなお時間を要する状況にある。

2　加えて，今後，さらに弁護人から新たな実験結果に関する証拠調べ請求が予定されており，これまでの経緯からすると，その内容から，新たに検察官において弁護人が前提とする（と思われる）主張ないし見解を推測し，新たに別の反証実験等を要する状況となることも想定される。

これら反証実験等の結果によっては，検察官の主張・立証内容に変更等

が生じる可能性もあり得るところであり，反証実験等の結果が未確定である現段階で，適切な冒頭陳述や主張立証活動を行うことは困難である。

3　本件においては，貨物等省令３要件ハ「定置した状態で内部の滅菌又は殺菌をすることができる」の解釈及び本件噴霧乾燥器の要件該当性が大きな争点となっているところ，本件噴霧乾燥器の要件該当性の立証に関する実験等に相当の時間を要する見込みであることも踏まえ，先行して，貨物等省令３要件ハ「定置した状態で内部の滅菌又は殺菌をすることができる」の解釈及びもう１つの争点である被告人らの故意に関する証拠調べを実施することが企図されているところである。

しかしながら，前記１で述べた所からも明らかなとおり，貨物等省令３要件ハ「定置した状態で内部の滅菌又は殺菌をすることができる」の解釈に関して，両当事者がどのような解釈を前提としており，具体的にどの部分が争点となるのかについて，必ずしも両当事者の主張が明確化されておらず，検察官においても，弁護人の証拠意見や弁護人請求証拠の内容から，弁護人が依って立つところと思われる主張内容を推測し，対応を検討しているという状況にある。

裁判所から提示された争点整理案においても，貨物等省令３要件ハの解釈に関しては，「定置した状態で内部の」の解釈及び「滅菌又は殺菌をすることができる」の解釈が争点であると記載されているに過ぎず，この点に関して，充分な争点整理がなされているとは言いがたい。

4　そもそも，本件は，「①貨物等省令３要件ハの「定置した状態で」及び「滅菌又は殺菌」のそれぞれにつき検察官と弁護人の法解釈が対立することが予想され，その法解釈の結果に対応する形で，規制の対象となる噴霧乾燥器が問われる客観的性能が変わることとなり，これに伴い被告人の主張すべき内容も変わってくること，②構成要件的故意の対象も変わることから，本件噴霧乾燥器の客観的性能に関する認識についても，予備的な主張を併せた幅のあるものとならざるを得ないことなどから，双方がどのような法律上の主張を予定しているのか等を含めた争点整理の必要がある」こと等を理由とする弁護人の請求を受けて公判前整理手続に付する旨の決定がなされているのであるから，法解釈に関する争点整理が充分に尽くされていない現状で，公判前整理手続を終結し，証拠調べを開始するのは適切でなく，弁護人から追加請求予定の新たな実験結果等も踏まえ，十分な争点整理を行った上で，証拠調べを実施することが不可欠であると考える。

以　上